

「明石甲南会」会則

- 第一条(名称) 本会は「明石甲南会」と称する。
- 第二条(目的) 本会は地元甲南学園同窓生相互の親睦を図り、大学同窓会及び母校との連絡を密にして、母校甲南学園の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条(会員) 本会は次の者をもって会員とする。
1. 甲南学園卒業生のうち明石市に勤務又は在住する者で、本会への入会意思表示があった者。上記地域の近隣在住者で役員会の承認を得た者。
 2. 甲南学園に在籍した者で役員会の承認を得た者。
- 第四条(客員) 本会は甲南学園、現旧職員及び学園に関係ある者で、本会に功労のある人を、役員会の承認を得て客員とすることができる。
- 第五条(役員) 本会は次の役員を置く。
1.

(1) 会 長	1名
(2) 副会長	4名
(3) 幹事長	1名
(4) 副幹事長	4名
(5) 会計幹事	1名
(6) 幹 事	20名内外
(7) 監 査	2名以内
 2. 役員は役員会に諮り、総会において選出する。
- 第六条(任期) 役員は任期は2年とし、再選を妨げない。
- 第七条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は会員の中から役員会で選考し、総会の承認を得るものとする。
- 第八条(行事) 本会は次の行事を開催する。
1. 総 会 年一回事業年度2ヶ月以内に開催する。但し、役員会に諮り臨時総会を開催することができる。
 2. 役員会 随時会長が招集する。
 3. 例 会 原則として年2～3回開催を予定し、役員会で決定する。
- 第九条(会計) 本会の会計は下記の通り定める。
1. 本会の経費は寄付金及び雑収入をもって支弁する。会費は役員会で定める。
 2. 事業会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日で終わる。監査の検査を受け、総会において報告、承認を得るものとする。
- 第十条(会則の改定) 本会則の改定は、役員会で審議し、総会出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

付則

平成24年6月16日改定

本会の事務局は下記に置く。

673-0875 兵庫県明石市大蔵天神町21-22

株式会社人丸花壇気付「明石甲南会」

電話 078-912-1717 FAX 078-914-9711